

# Weekly コラム

令和 4 年 11 月 1 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 「あいつ●●だから」の一言で

昨今、ネット上での誹謗中傷が問題となっています。ひと昔前には芸能人ばかりが話題でしたが、インターネット端末が普及した今、他人事とは思えないほど身近な問題となりました。

小中学生の多くにも携帯電話が普及し、一人一台の端末を整備する「GIGA スクール構想」も進む一方、LINE などの気軽に他者とつながれる SNS を利用した「SNS いじめ問題」は年々深刻化しています。一方で大人社会でも、SNS やロコミサイトに嫌がらせの書き込みをされ、問題となるケースが増えています。一度インターネットに流された情報は、真偽問わず残り続けてしまう分、被害者を長く苦しめてしまうという悪質性があります。

「いじめは犯罪です」という有名な標語もありますが、実際 SNS に誹謗中傷を書き込むことは「名誉棄損罪」または「侮辱罪」に該当する可能性があります。「名誉棄損罪」とは、刑法 230 条に定められた犯罪です。口頭や文書を問わず、事実を摘示し、公然と人の社会的評価を低下させた場合に成立します。「侮辱罪」とは、刑法 231 条に定められた犯罪です。口頭や文書を問わず、事実を摘示せずに、公然と人を侮辱した場合に成立します。「公然」とは、不特定・多数の者が認識できる状態を指します。人前で誹謗中傷することはもちろん、SNS への書き込みもこれに当たります。

そんな中、今年 7 月、侮辱罪の改正刑法が施行されました。改正前は、「拘留(30 日未

満)または科料(1 万円未満)」だった刑罰が「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に厳罰化。公訴時効も 1 年から 3 年に延びることとなりました。厳罰化による抑止的な効果と、公訴時効が伸びたことにより立件数が高まるのが期待されています。実際、匿名で書き込んだものが情報開示され、民事/刑事告訴される件数は増えているようです。

「名誉棄損罪」「侮辱罪」とも、有罪判決を受けた場合は当然ながら「前科」がつくこととなります。いじめだけでなくハラスメント・DV なども刑法の対象です。行為が民法の不法行為を形成すれば民事責任も問われます。

ネットいじめは、通常はいじめ以上に集団心理が働きやすく、大人の世界でも複数人で特定の人物を攻撃する行為が見受けられます。軽い気持ちで身近な人が、加害者になってしまうかもしれない—それがこれらの問題の、本当の怖さなのかもしれません。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、[skc-soudan@skc.ne.jp](mailto:skc-soudan@skc.ne.jp) まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。